

2021年5月号

(2021年5月18日発行)

大阪：〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

e-mail：info@senshu-sr.com

HP：<https://senshu-sr.com>

泉州経営協会 静社労士事務所便り

雇用調整助成金の特例措置内容変更、同一労働同一賃金の行政指導

緊急事態宣言の延長や対象地域の拡大、変異株の拡散など厳しい状況が続いていますが、ワクチン接種が始まり改善の兆しが見られることを期待する日々です。さて、今回は雇用調整助成金の特例措置の一部内容変更などを紹介していきます。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

◆雇用調整助成金の特例措置内容変更

雇用調整助成金の特例措置は、5月から一部内容を変更して6月末まで延長することになりました。

- ・助成率：中小企業で解雇等を行わない場合の率を10/10から9/10に変更（大企業は据え置き）
- ・助成金日額の上限：15,000円から13,500円に変更

ただし、業況特例と地域特例が適用となる場合は、特例措置の内容変更はありません。

- ・業況特例：直近3か月と前年または前々年同期の生産指標を比較し、30%以上減少している事業主
- ・地域特例：まん延防止等重点措置の対象区域(下表一部抜粋)で一定の自粛に協力した事業主(下図対象となる事業主参照)

まん延防止等重点措置を実施すべき区域		特例の対象となる期間
宮城県	仙台市	令和3年4月5日～令和3年6月30日
大阪府	大阪市	令和3年4月5日～令和3年5月31日(※1)
兵庫県	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市	令和3年4月5日～令和3年5月31日(※1)
	明石市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町	令和3年4月22日～令和3年5月31日(※1)
東京都	23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市	令和3年4月12日～令和3年5月31日(※1)
京都府	京都市	令和3年4月12日～令和3年5月31日(※1)

※なお、**地域特例に緊急事態宣言(4/23 発令)区域である東京都、大阪府、京都府、兵庫県の追加が予定**されています(対象期間は4/25～6/30)。

【対象となる事業主】

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等

- ①まん延防止等重点措置の対象区域において都道府県知事による要請等を受けて、
- ②まん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- ③要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
- ④営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、飲食物提供又はカラオケ設備利用の自粛に協力する



雇用調整助成金リーフレット 5月6月：<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000777851.pdf>>

雇用調整助成金リーフレット まん延防止措置：<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000778849.pdf>>

なお、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金については、助成金日額上限が 11,000 円から 9,900 円に変更となります。ただし、地域特例が適用となる場合は、11,000 円のままとなります。

※新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金：新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対する支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金リーフレット 5 月 6 月：

<<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000775610.pdf>>



◆同一労働同一賃金の行政指導

2020 年 4 月の大企業に続き、2021 年 4 月には中小企業でも同一労働同一賃金が始まり、完全施行となりました。行政の動きについて、昨年度はコロナ禍で事業所訪問を控えていたり、緊急事態宣言中は臨検監督できなかったりしていましたが、今年度は本腰をいれて事業所訪問などの行政指導が行われていくと予想されます。

同一労働同一賃金については、2021 年 2 月号、3 月号の事務所便りにて、同一労働同一賃金のガイドライン、取組手順書、点検マニュアルなど紹介しておりますので、ご参考いただければ幸いです。

◆職場におけるコロナ感染予防対策

<職場における集団感染はどこで発生している？>

厚生労働省がまとめた「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る職場における集団感染事例」では、次の 4 つの事例が紹介されています。

- ・事業場（執務室）
- ・事業場（休憩スペースや社員食堂等）
- ・事業場外（外勤時や移動時）
- ・事業場外（勤務時間外等）

<執務スペース以外の感染対策>

多くの労働者が同時に休憩を取ったり更衣室の消毒が不十分であったり、食堂の飛まつ対策が不十分であったりしたために集団感染が発生しています。

対策としては、休憩時間等を分散したりスペースの消毒を定期的を実施したり、入退室後の手洗い・手指消毒を徹底したりするなどがあります。また、食堂における感染防止対策としては、座席数を減らす、座る位置を制限する、会話をしない、昼休み等の休憩時間に幅を持たせる、などがあります。

<外勤時や移動時の感染対策>

研修など宿泊を伴う業務において、集団活動や生活する場で密集していたことが原因で集団感染が発生したり、複数の労働者が車両で移動し、同乗した複数の労働者に感染が見つかったりしています。

対策としては、3 密回避やマスクの着用、手洗い・手指消毒といった基本的な対策に加えて、日常生活用品の複数人での共用は避けるなどがあります。また、車両での移動についても、人との間隔を空け、マスクを着用し、換気を行うなどがあります。

<勤務時間外等の感染対策>

政府は 4 人以上の会食を行わないよう呼びかけていますが、就業時間後の飲み会などでの集団感染が発生しています。改めて一人ひとりが感染予防の行動をとるよう全員に周知することが求められます。

◆今月の確認

今年度の住民税改定時期が近づいてきました。昨年の所得に応じて計算された住民税を、今年度の 6 月分から納めることとなります。先月と同じ住民税額にならない場合が多いですので、市区町村役所から届く税額通知書をご確認の上、給与計算時にお気をつけください。